

令和 7 年 度

小矢部市交通安全推進計画

小矢部市交通安全対策協議会

令和7年度 交通安全スローガン

小 矢 部 市 ス ロ ー ガ ン

守れる命 正しくかぶる ヘルメット

全 国 ス ロ ー ガ ン

＜運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの＞

守ろうよ チャイルドシートで 子の未来

＜歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの＞

危険です ながらスマホで 踏むペダル

＜子供たちに交通安全を呼びかけるもの＞

青だけど 自分の目で見て たしかめて

富 山 県 ス ロ ー ガ ン

ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪

第1 交通事故のない小矢部市を目指して

小矢部市は、昭和37年に「交通安全都市宣言」を掲げ、令和2年には、幅広い世代にとって分かりやすく、現状に見合った宣言文に改定しました。新しく改定した宣言文には、『交通事故のない社会の実現は、市民共通の切なる願いです。……よって、小矢部市は、全市民が一丸となり、悲惨な交通事故のない安全で住みよいまちを実現するため、決意を新たに「交通安全都市」を宣言します。』と力強く謳っており、半世紀以上も前から受け継がれる、交通安全に対する強い決意が込められています。

交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であり、様々な対策がとられてきたところではありますが、依然として高齢者等が被害者となる交通事故が発生しています。交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではなく、悲惨な交通事故の根絶に向けて、本年度も各関係機関の皆様のご協力とご指導を仰ぎながら、本市の基本テーマのひとつである「住み続けたい安心感あふれるまちづくり」の一環として、交通事故のない小矢部市を目指し、「交通安全都市おやべ」の実現に向けた各種交通安全対策を推進します。

第2 交通情勢

1 令和6年中における交通事故発生状況

区 分		人身事故件数 (件数)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
小矢部市	令和6年	31	1(1)	37
	令和5年	35	0(0)	40
	増減数	△4	+1(+1)	△3
富山県	令和6年	1,858	22(16)	2,130
	令和5年	1,878	31(18)	2,108
	増減数	△20	△9(△2)	+22

※1 死者数の()内は65歳以上の高齢者数(内数)

※2 令和6年は小矢部警察署認知件数、速報値、以下の分析も同データによる

※3 △(マイナス)を示す。

(1) 小矢部市における状況

【交通死亡事故】

令和6年1月11日(木)午後1時40分頃、小矢部市下後巫の県道において、路上を歩いていた女性(88歳)が、後方から進行の中型貨物車に衝突される死亡事故が発生した。

※令和7年1月28日(火)午後6時25分頃、小矢部市石名田地内の国道において、交差点を横断していた女性(73歳)が乗用車にはねられる死亡事故が発生した。

【小矢部市内の人身事故全般の特徴】

- 類型別では、車両相互が22件71%、車両対二輪車（原付含む）が3件9.7%、車両単独が1件3.2%、車両対人が2件6.5%、車両対自転車（原付含む）が3件9.7%となっています。
- 原因別では、安全の不確認による事故（わき見、動性不注視、安全不確認）が22件と前年から6件減少しましたが、全事故の71%を占めました。
- 高齢者が第一当事者（加害者側）の事故は7件であり、第二当事者（被害者側）の事故は9件、両当事者となる事故3件を含めた高齢者事故は全体の61.3%と前年の62.9%から減少しました。
- 路線別では、国道が11件、県道が9件と主要幹線道路での発生が全事故の64.5%を占めました。また、市道では10件、その他の道路では1件でした。
- 令和6年における市内の発生件数（31件）及び負傷者数（37人）は、昭和46年以降いずれも最少となりました。

(2) 県内における状況

【交通死亡事故】

- 死者数は22人（事故件数1,858件）で、前年より9人減少、65歳以上の高齢死者数は前年より2人減少しました。
- 人身事故件数は1,858件で、平成13年以降24年連続で減少しましたが、負傷者数は、2,125人で、17人の増加となりました。
- ※ 全国死者数は2,663人で、前年比△15人で、2年ぶりに減少しました。

【県内の交通死亡事故の特徴】

- 死者数に占める高齢者の割合が高く、22人中16人で約72.7%となっています。
- 「人対車両」「車両単独」の事故が最も多くなっています。
- 「前方不注意」の事故が多くなっています。
- 歩行中の死者12人のうち、夜間の死者は10人と8割以上を占め、全員反射材を着用していませんでした。
- 車両単独事故は5件発生し、内訳は、ハンドル等操作不適が4件、前方不注意が1件でした。

第3 交通安全推進計画

県内の交通人身事故の発生件数は、平成13年以降24年連続で減少、交通事故死者数も、令和5年の31人と比べて9人減少し、22人となったものの、全死者に占める高齢者の割合が72.7%と高い水準にあることから、引き続き、あらゆる機会を通して、交通安全思想の普及・啓発活動を推進し、交通事故防止の徹底を図るものとします。

このため、各推進機関・団体が、相互に連携を図り、家庭、地域、職場、学校における実情に応じて、創意工夫を凝らした具体的な計画を策定し、市民をあげての運動となるよう努めます。

◎ 交通安全教育

交通安全教育指針や交通の方法に関する教則に基づき、教育を受ける者の年齢、心身の発達段階や通行の態様に応じて、交通安全意識の高揚を図り、交通社会の一員としての自覚を促すために、段階的かつ体系的な交通安全教育を実施します。実施にあたっては、横断の意思表示等歩行者の心得等を取り入れながら、各世代に対応した参加体験型の教育の実施等それらの内容の充実に努めます。

また、交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、「思いやり・譲り合い」意識の醸成に資する交通安全活動を推進する。

◎ 広報・啓発活動

交通事故の発生状況や時節に応じた具体的でわかりやすい広報啓発内容とし、各種広報媒体を活用することによって、あらゆる世代の市民に広く普及させることとします。

◎ 交通安全運動

交通安全運動の目的達成に向けて、関係機関・団体は、計画段階から相互に連携を強め、実情に応じた重点を設定し、一丸となった取組を展開する。

1 年間を通じて行なう運動

(1) 運動名称

みんなですすめる交通安全市民運動

(2) スローガン

守れる命 正しくかぶる ヘルメット

(3) 期間

令和7年4月1日（火）から翌年3月31日（火）までの1年間

(4) 基本とする運動（3up運動：スリーアップ運動）

交通事故の根絶に向けて、市民一人ひとりが交通マナーを向上し、安全な行動を実践することが大切であり、運転者から歩行者まで全てに共通する基本運動として3up運動を推進します。

◎ 重点 ・「マナーup」：交通ルールをしっかりと守って相手を思いやる

・「チェックup」：車、自転車、人の動きをしっかりと確認

・「ライトup」：自らの存在をしっかりとアピール

◎ 重点期間

11月、3月

◎ 推進事項

・ 早め合図や思いやり運転の実践

（こども・高齢者・障害者をはじめとする歩行者に対する保護意識の向上）

・ 歩行者や自転車も交通ルールを遵守

・ 運転への集中と安全確認の徹底

・ 早めのライト点灯とハイビームの活用

・ 歩行者、自転車利用者のLED用品・反射材の活用

(5) 推進項目

ア 高齢歩行者の交通事故防止『たっしゃけ 気つけられえ運動』

富山県スローガン：～いつまでも 手本をみせて 孫の声～

高齢者に対し、加齢に伴う身体機能及び認知機能の変化の認識と、交通ルールの遵守など交通安全意識の向上を図ります。

社会全体に高齢者への配慮や思いやり意識を醸成することを加え、反射材の視認性や安全効果の理解促進と自発的な着用を促し、高齢者自身が命を守ることについての意識付けを行うことにより交通事故防止を図ります。

◎ 重点

・ 高齢者自身の交通安全意識の向上に向けた活動の推進

・ 高齢者に対する思いやり意識の醸成に向けた活動の推進

・ LED用品や反射材の配布・普及・着用の推進

◎ 重点期間

6月、10月

◎ 推進事項

・ 横断歩道の利用促進と斜め横断しない正しい横断方法の周知と実践

・ 高齢者宅への訪問活動の強化と街頭啓発の推進

- ・ LEDライト・バンド等のLED用品や反射材の自発的かつ継続的な着用の促進
- ・ 認知症高齢者に対する見守り活動の推進
- ・ 高齢者にやさしい思いやり運転の実践
- ・ 「ヒヤリマップ」の作成による危険箇所の周知と安全行動の実践

イ 高齢運転者対策の推進

高齢化社会が進展しており、高齢運転者に主たる原因がある交通事故が多いこと、運転への不安から運転免許を自主返納する高齢者が増加している現状にある。これらの現状に対応し、安全で安心な社会を築くために関係機関・団体が連携し、高齢運転者に係る各種対策の更なる推進を図ります。

◎ 重点

- ・ 安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発の推進
- ・ 高齢者の特性を考慮した安全教育・安全対策の推進
- ・ 運転免許証の自主返納にかかる環境整備の継続

◎ 実施期間

通年

◎ 推進事項

加齢に伴う運転技能の低下等を補うため、より安全性の高い方法（時間帯、走行経路、天候、車間距離、速度など）を選んで運転すること

- ・ 高齢運転者に対する補償運転の推奨と安全運転サポート車（サポカー）及び既販車への後付けの安全運転支援装置の普及啓発
- ・ 高齢運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ・ 高齢運転者標識（高齢者マーク）表示の促進と標識表示車への保護意識の醸成
- ・ 身体機能の変化により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進
- ・ 運転免許証の自主返納者に対する支援の充実と自主的に返納しやすい環境の整備と、サポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ・ 軌道内への誤進入や高速道路等での逆走など緊急時の対応や措置の周知と対策の推進

ウ 横断歩道における交通安全対策の推進

横断歩道は、道路上で歩行者が最も保護されるべき場所です。しかしながら、横断歩道での死亡事故をはじめとする交通事故の発生が後を絶たない状況にあります。

これは、運転者の歩行者優先義務や歩行者の横断方法の周知・徹底が進んでいないことが主な原因であり、「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の

一時停止状況全国調査」(J A F 調べ)においても当県の昨年の結果は、一昨年より下降し、31.6%となり、全国平均 21.4 ポイントを下回る結果となりました。

死亡など重大な結果を招く横断歩道における交通事故の根絶に向けて、運転者に交通法規を再認識させるとともに、横断歩道等における横断歩行者を優先・保護する意識を醸成し、歩行者においても横断方法や通行方法を再認識させ、自らの安全を守るための交通行動を促します。

◎ 重点

- ・ 運転者…横断歩道における歩行者等の優先及び歩行者の保護の周知徹底
- ・ 歩行者…正しい横断方法及びハンドサインの周知と実践

◎ 実施期間

通年

◎ 推進事項

- ・ 横断歩道手前の減速義務や一時停止など横断歩道等における歩行者等の優先義務の周知・徹底
- ・ 横断歩行者をはじめとする歩行者の保護活動の推進
- ・ 運転者への横断の意思表示など正しい横断方法の周知と実践
- ・ 「ながらスマホ」「歩きスマホ」の危険性の周知

エ 自転車等の安全利用の推進

自転車は、身近で環境に優しい交通手段であり、健康づくりや余暇での活用、運転免許自主返納後の交通手段としての利用など、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用している中、自転車の運転中における携帯電話使用の禁止や自転車の酒気帯び運転に対する罰則の創設が令和 6 年 11 月に施行されたうえ、令和 8 年には自転車に対する交通反則通告制度(青切符制度)の適用が施行されます。

さらに本県では、総合的な自転車活用施策を推進するため、「富山県自転車活用推進条例」や、条例に基づく「富山県自転車活用推進計画」が定められ、自転車利用人口の増加が予想されます。

こうした中で、全国的には、何らかの交通違反等によって自転車が加害者となり、高額な賠償金の支払いを命じられる判決も見られることから、全ての自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」を周知して自転車ルールへの遵守とマナーアップを図るとともに、自転車損害賠償保険等の周知と加入を促し、自転車が安全で快適に通行できるよう努めます。

また、自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされているものの、警察庁の全国調査で、当県は 12.5%で、全国平均を 4.5 ポイント下回った。自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の多くが頭部に致命傷を負っていることを踏まえて、あらゆる機会を通じて、自転車乗用時には交通事故の被害を軽減する

ためにヘルメットの着用を促進していきます。

◎ 重点

①車道が原則 ②左側通行 ③歩道は歩行者優先
④安全ルールを守る ⑤ヘルメット着用

- ・ 自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの周知
- ・ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ・ 安全利用のための自転車及び道路環境の点検整備

◎ 重点期間

5月

◎ 推進事項

- ・ 自転車ルール・マナー遵守と自転車運転者講習制度の周知
- ・ 体験型教室や大会の実施等による交通安全意識の高揚
- ・ サイクル安全リーダーの育成及び活動推進
- ・ 自転車損害賠償保険等の周知と加入の促進
- ・ 自転車の点検整備の励行と乗車中のヘルメットの着用促進
- ・ 道路交通法一部改正の周知
- ・ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールの周知と広報啓発の促進（重点期間：通年）

オ 全座席シートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の推進

富山県スローガン：～締めたよね 全席みんなの 合言葉～

シートベルトとチャイルドシートは、“命を守る”ために重要な役割をはたしていることを改めて認識した上で、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用、チャイルドシートを体格に合わせて正しい姿勢で使用するなどを一層浸透させ、非着用によって生じる死亡などの重大な結果の発生を防ぎます。

◎ 重点

- ・ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和被害防止・軽減効果の周知と啓発の促進
- ・ 安全性能に関する情報提供の促進

◎ 重点期間

通年

◎ 推進事項

- ・ 全座席（特に後部座席）着用と運転者による着用確認の励行促進
- ・ 体験型などの各種交通安全教室
- ・ チャイルドシートの正しい取付け要領及び使用方法の普及支援
- ・ 家庭・職場及び交通街頭活動時等におけるひと声運動

カ 飲酒運転の根絶

市民をあげて交通事故のない小矢部市の実現に向かって交通安全対策に取り組んでいる中で、飲酒運転による交通事故が依然として発生しています。飲酒により認知、判断、操作が低下した状態で車両を運転する行為は、重大な事故を引き起こし、さらには人の生命を奪うなど重大な結果に直結する極めて悪質・危険な犯罪であることから、その反社会性、責任の重大性や悲惨な飲酒事故の実態等を強く訴えることで、飲酒運転を「絶対にしない・させない」社会を築きます。

◎ 重点

- ・ 飲酒運転を許さない環境づくり
- ・ 飲酒運転を助長する車両及び酒類の提供禁止、同乗禁止の周知徹底とハンドルキーパー運動の推進

自動車で飲食店等に行く場合、飲酒しない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が車を運転して仲間などを送り届けるという運動

◎ 重点月間

7月、12月

◎ 推進事項

- ・ アルコールの影響、飲酒運転の悪質性・危険性、車両等・酒類提供の禁止及び同乗の禁止に係る広報周知の推進
- ・ 家庭、地域、職場等における飲酒運転防止（二日酔い含む。）の声かけ・気運の醸成
- ・ 企業・事業所及び酒類を提供する飲酒店等と協力・連携した、ハンドルキーパー運動の普及啓発の推進
- ・ 飲酒の機会における公共交通機関や自動車運転代行の利用促進
- ・ 経営トップや安全運転管理者、運行管理者による業務前後の目視での酒気帯びの有無を確認することやアルコール検知器を用いた「検査」を確実に実施する等、社内一丸となった安全運転管理及び運行管理業務の推進

キ 妨害運転など危険運転の防止

他の車両の通行を妨害するための急ブレーキや車間距離不保持等の行為は、重大な事故に直結する極めて悪質・危険な行為です。

また、スマートフォンなどを操作しながらの運転や脇見、考え事、会話に夢中になる運転も、同様に危険な行為であり、前方不注視や安全不確認の状態となり、重大な交通事故に直結する危険な行為です。

よって、運転者に対し、一瞬の気の緩みや感情に左右されず、“運転”に集中するとともに、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転することに関する啓発活動等を推進します。

◎ 重点

- ・ 妨害運転（あおり運転）の危険性とトラブル時の回避措置の周知
- ・ 携帯電話等使用の“ながら”運転に関する危険性の周知と意識改革の徹底

◎ 重点月間

通年

◎ 推進事項

- ・ 妨害運転の危険性の周知とＳＡ等安全な場所への退避など適切なトラブル回避等の啓発
- ・ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- ・ 車両運転中の携帯電話等使用時の危険性（安全不確認等）の周知
- ・ 運転に集中することの大切さに関する啓発の推進

2 期間を定めて行う運動

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| (1) 春の全国交通安全運動 | 4 / 6 (日) ~ 4 / 15 (火) |
| (2) 夏の交通安全県民運動 (北陸三県統一) | 7 / 11 (金) ~ 7 / 20 (日) |
| (3) 秋の全国交通安全運動 | 9 / 21 (日) ~ 9 / 30 (火) |
| (4) 年末の交通安全県民運動 (北陸三県統一) | 12 / 11 (木) ~ 12 / 20 (土) |

3 日を定めて行う運動

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 交通安全県民の日 | 毎月 1 日・15 日 |
| (2) 自転車の日 | 5 月 5 日 |
| (3) 横断歩道おもいやりの日 | 毎月 1 日 |
| (4) 高齢者交通安全の日 | 毎月 15 日 |

4 交通死亡事故多発に伴う緊急対策等

交通死亡事故が多発し、さらに続発するおそれがある場合等において、市民をあげて交通死亡事故抑止のための緊急対策等を実施します。

5 関係機関・団体の主な活動

別記 1 のとおり

6 推進上の留意事項

- (1) 関係機関・団体においては、それぞれの家庭・地域・職場・学校などの実情に応じた具体的な実施計画を策定し、積極的に諸対策を推進します。
- (2) 実施にあたっては、関係機関・団体が相互に緊密な連携を図り、広く市民の理解と協力が得られるよう努めます。

(別記 1)

関係機関・団体の主な活動

小矢部市交通安全対策協議会 構成機関・団体の 共通推進事項	1 交通安全に関する意識啓発活動 2 みんなですすめる交通安全市民運動及び各季運動等の推進 3 各種広報媒体を活用した情報提供・広報の推進 4 機関・団体構成員に対する交通安全教育の徹底 5 交通安全行事への参加・協力 6 安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発促進 7 高齢者の運転免許自主返納者への支援に関する広報 8 横断歩道における交通安全対策の推進
市	1 交通安全教育の推進 2 小矢部市交通安全対策協議会等の開催 3 関係機関・団体と連携し、交通安全キャンペーン等の実施 4 交通安全推進団体等に対する助成及び支援活動の推進 5 交通遺児激励金の支給事務など被害者対策の推進 6 交通安全施設、通学路等の点検整備 7 交通安全啓発資料の作成・配布 8 高齢者運転免許自主返納者への支援
警察署	1 交通ルールの遵守とマナーの向上に向けた取組の推進 2 高齢者と子供の交通事故防止対策の推進 3 飲酒運転根絶に向けた取組の推進 4 自転車利用者に対する交通安全教育と指導取締りの推進 5 高校生を重点とした自転車乗車用ヘルメット着用の推進と交通ルール遵守の徹底 6 小型モビリティに関する交通事故防止対策の推進 7 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 8 交通安全施設整備の推進 9 交通実態の変化等に即した交通規制の推進 10 円滑な外国人の運転免許取得など国際化への対応 11 安全運転相談の周知と適切な対応

教育委員会 こども園・保育所(園) 小学校 中学校 高等学校 P T A	1 幼児、児童、生徒に対する交通安全教育の徹底 2 登下校時における安全指導の充実 3 児童・生徒による交通安全活動の推進 4 自転車の正しい乗り方指導と整備・点検の実施 5 ヘルメットの着用の推進 6 高校生の運転免許取得に伴う安全指導の実施 7 通学路の安全点検の確保に向けた取組の推進 8 サイクル安全リーダー育成及び活動の推進
交通安全協会	1 各種交通安全行事及び教室の開催並びに支援 2 街頭指導活動の推進 3 こどもと高齢者の交通事故防止活動の推進 4 二輪車、自転車安全教育の推進 5 横断歩行者の安全確保の推進 6 ハンドルキーパー運動の推進 7 優良運転者等の賞揚 8 各種交通安全大会等の開催等 9 交通安全啓発資料の作成・配布 10 自動車運転の研修・講習指導 11 交通公園を活用した交通安全知識・技能の習得の推進
安全運転管理者協議会 道路使用適正化協会 建設業協会	1 各事業所での安全運転管理業務の支援 2 横断歩道における歩行者優先の更なる向上に向けた取組の推進 3 全座席シートベルト着用推進運動の促進 4 高齢者にやさしい思いやり運動の推進 5 ハンドルキーパー運動の推進 6 エコ安全ドライブ運動の推進 7 事業所に対する講習会、研修会等の開催の促進 8 若年ドライバーに対する運転教育の推進 9 運転記録証明書等(SDカード)を活用した交通安全対策の推進 10 安全運転中央研修所を活用しての高度な安全運転知識・技能の習得へのサポート

自動車学校	1 「地域の交通安全教育センター」としての活動の推進 2 優良初心運転者の育成 3 高齢者講習等各種法定講習や認知機能検査・運転技能検査の的確な実施 4 エコドライブ運転の普及・促進 5 高齢者の運転免許証自主返納に向けた支援の推進
自治振興会協議会 長寿会連合会 連合婦人会 女性ドライバー友の会 交通指導員協議会 交通安全アドバイザー 医師会	1 街頭指導活動の推進 2 高齢者世帯訪問活動の推進 3 各世代対象に応じた交通安全教室の開催 4 幼児及び高齢者交通安全指導者研修会の開催 5 全ての自転車利用者に対する適正な通行方法とヘルメット着用の呼びかけ 6 シートベルト・チャイルドシート着用呼びかけ 7 飲酒・暴走運転追放の呼びかけ 8 違法駐車追放の呼びかけ 9 LED用品・反射材の普及と利用の促進
自転車軽自動車商業協同組合 サイクリング協会	1 自転車、バイクの交通安全教室の開催 2 「TSマーク」の普及啓発 3 自転車の正しい乗り方及び駐輪方法の指導啓発 4 街頭、学校等における自転車一斉点検の実施
商工会 青年会議所 ロータリークラブ 中ロータリークラブ	1 飲酒運転防止の呼びかけ 2 看板、自販機等の路上はみ出し防止の指導 3 迷惑駐車防止対策の推進 4 自転車、自動車駐車場の確保と整備 5 交通安全諸行事への協力要請